水 政 第 250 号 令和7年(2025年)1月30日

各 位

茨城県政策企画部水政課長 (公 印 省 略)

地下水採取量等報告書の提出について (通知)

日頃より、本県の地下水行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、茨城県地下水の採取の適正化に関する条例第 17 条の規定により、**令和 6年(2024 年)分**の地下水採取量等につきまして、下記により提出くださいます ようお願い申し上げます。

記

- 1 提出方法 「いばらき電子申請・届出サービス」により地下水採取量等報告書に所要の事項を入力の上、提出してください。
 - ※ 入力・提出方法については、<u>別紙</u>「地下水採取量等報告 書の入力・提出方法について」を参照してください。
- 2 提出期限 令和**7年(2025)年2月28日(金)までに**提出くださいますよ うお願い申し上げます。

【注意事項】

- ・報告いただく数値は、水量メーターの記録等、根拠資料を基にご報告願います。 例年同様の数値の報告等、内容に疑義がある場合は、立入調査等により根拠資料を提示いただく場合がございます。
- 報告書提出後、数値の誤記等による差替えの事例が増加しておりますので、報告書の内容を複数人でチェックするなど、誤りの無いよう十分ご注意ください。
- ・令和6年(2024)年1月~12月の間に採取の実績がない場合でも、報告書を必ず提出してください。(数値を0で報告)
- ・令和 6 年 (2024) 年 1 月~12 月に廃止した井戸については、1 月~廃止するまでの採取量を報告してください。
- ・本通知は、来年度から紙文書での通知に代えてメールにてお知らせいたしますのでご承知おきください。

入力・提出方法などでご不明な点がある場合は、下記担当までお問合せください。

なお、許可(更新許可を含む。)取得後、次のような事例が散見されますので、 再度許可内容をご確認いただき、<u>該当する場合には速やかにご連絡または必要書</u> 類のご提出をお願いします。

- 1 井戸を廃止したが、廃止届出書を出していない。(実態として、揚水施設 や揚水機の撤去等、地下水を採取できない状態である場合を含む)
- 2 採取者の氏名や住所(法人の場合はその名称、代表者氏名及び主たる事務

所の所在地)に変更があったが、変更届出書を出していない。

- ※ 上記の他、下記項目が変更となる場合は、「変更許可申請」が必要です。
 - ・揚水施設のストレーナーの位置
 - ・ 揚水施設の揚水機の吐出口の断面積
 - ・地下水の採取の目的(例:生活用水から工業用水へ変更)
 - ・1日の採取量(例:許可日量、許可年量の減量) 等

<参考>地下水採取に関する規制について(当課ホームページ)

http://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/mizuto/mizushi/mizu/chikasui.html

※各種届出様式はこちらのホームページから入手できます。

地下水以外の表流水への転換等への取組について

地下水の過剰な採取を続けた場合は、地下水の枯渇 (こかつ)、水質の悪化、 広域的な地盤沈下等を招くおそれがあります。

こうした障害を防止するため、「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」 を昭和 52 年に施行し、地下水の保全と適正な利用を図っているところですが、 一部地域では地盤沈下が進行しております。

このため、<u>地下水採取者の皆様におかれましては、条例の趣旨をご理解いただき、表流水への転換等を含め、地下水採取量の減量に取り組んでいただきますようお願いいたします。</u>

特に、許可を受ける際に代替水への転換までの許可である旨条件が付されている採取者(同条第5条第2項第2号の規定)におかれましては、施設更新等の機会に、水道用水や工業用水などの地下水以外の表流水への転換を積極的にご検討願います。

なお、<u>転換に向けた相談については、随時対応しますので、水政課までご連絡</u>ください。

茨城県地下水の採取の適正化に関する条例(抜粋)(昭和 51 年 12 月 24 日 茨城県条例第 71 号) (許可の基準)

- 第5条 知事は,第3条の許可の申請があつた場合において,当該地下水の採取により地下水の水位の異常な低下又は地下水への塩水若しくは汚水の混入等の障害の防止に支障が生じ,又は生ずるおそれがあると認めるときは,同条の許可をしてはならない。
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる場合であつて、前項に規定する障害の防止に著しい支障が生じないと認めるときは、第3条の許可をすることができる。
 - (1) 採取の目的からみて、地下水の採取が季節的なものである場合
 - (2) 代替水に転換することが明確であつて、地下水の採取が一時的なものである場合
 - (3) その他規則で定める場合

連絡・提出先

茨城県政策企画部水政課

(採取量報告に関すること) 今瀬

(その他地下水条例全般に関すること) 石井 (龍)、石井 (稚) 〒310-8555 水戸市笠原町 978-6

TEL: 029-301-2625 FAX: 029-301-2629

地下水採取量等報告書の入力・提出方法について

I 茨城県水政課ホームページまでのアクセス方法

○ 各種検索エンジンにより、『茨城県水資源』で検索し、茨城県水政課ホームページの『水資源・工水』のページにアクセスしてください。

Ⅱ 提出様式の入手 (ダウンロード)、入力方法

○ 茨城県水政課ホームページをご覧いただき、**別添1**の手順に沿って提出様式(エクセルファイル)を入手したうえで、入力してください。

<提出様式入力の際の注意事項>

- (1) 許可区分1 (許可採取者)、許可区分2 (届出採取者) 共通
 - ・数値は右づめで入力してください。
 - ・「採取日数」・・・地下水を汲み上げた日数
 - ・「月間採取量」・・・1ヶ月間に汲み上げた量(1㎡未満は切り捨て)
 - ・「1日平均運転時間」=月の総運転時間÷月の採取日数
 - (例) 1月の総運転時間が500時間 1月の採取日数が25日の場合500(時間)÷25(日)=20(時間)
 - ※30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げ。

ただし、1日の運転時間が30分以内の場合には1(時間)とする。

- ・所有井戸が2井戸以上ある許可採取者はエクセルファイルのシートを追加して入力してください。
 - ※市町村コード、番号、井戸名称を正しく入力してください。

(2) 許可区分1 (許可採取者) のみ

- ・許可採取者の方は、水位観測データの入力が必要です。
- ・観測を行った日付、自然水位及び運転水位を入力してください。
- ・水位は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで入力してください。
- ・数値は右づめで入力し、計測しなかった回は空欄としてください。

Ⅲ 提出(申請)方法

- 茨城県水政課のホームページをご覧いただき、別添2の手順に沿って提出 (申請)してください。
 - ※報告書は、茨城県のホームページにある「いばらき電子申請・届出サービス」により 受け付けさせていただいております。

ただし、「いばらき電子申請・届出サービス」で提出(申請)できない場合は、同封の報告書用紙に記入して郵送してください。

地下水採取者(許可を受けている者)が必要な手続き

- 1. 氏名等変更届 ※事実発生日から 30 日以内に届出が必要です。 下記に変更があったとき。
 - 氏名・住所(法人の場合はその名称、代表者の氏名、及び主たる事務所の所在地)
 - 揚水機の能力 等

∧注意点

- *代表者に変更があったにもかかわらず、氏名等変更届の提出がない事例があります。
- *法人の合併等による名称の変更は、「承継届」になります。
- *揚水施設のストレーナー位置、揚水施設の揚水機の吐出口の断面積の変更は、「変更許可申請」が必要です。
- 2. 変更許可申請 ※事前に変更の許可を受ける必要があります。 下記に変更があったとき。
 - 揚水施設のストレーナー位置
 - 揚水施設の揚水機の吐出口の断面積
 - 地下水の採取の目的(例:生活用水から工業用水へ変更)
 - 1日の採取量(例:許可日量、許可年量の減量) 等

- *変更の内容によって、地下水利用審査会へ諮る必要があるものがあります。その場合、変更許可の手続きに日数を要します。
- *揚水施設の老朽化により、二重ケーシング工事を実施している場合、揚水機の吐出口の断面積が小さくなっている場合もありますので十分ご確認ください。
- *吐出口の断面積を基準以下(農業用水 125cm2 以下、農業用以外の用途 50cm2 以下)に変更する場合は、「廃止届」の提出になります。
- *条例施行前から地下水を採取していたとして届出によりみなし許可を受けている場合 (条例第8条経過措置)、変更許可を受けることにより期限付きの許可となり、地下水位の 計測が必要となります。

3. 承継届 ※事実発生日から 30 日以内に届出が必要です。

地下水採取の許可を受けている者から揚水施設を譲渡又は借受したときや、相続・合併 等をしたとき。

<u>∧</u>注意点

- *法人の名称の変更は、「氏名等変更届」になります。
- *承継届には、根拠となる資料(契約書の写し登記簿の写し等)の添付が必要です。
- 4. 揚水施設廃止等届 ※できるだけ速やかに届出をお願いします。

揚水施設による地下水の採取を廃止したときや、揚水施設の揚水機の吐出口の断面積を 基準断面積未満としたとき。

△注意点

- *既に揚水施設を廃止したにもかかわらず、廃止届の提出がない事例があります。
- *揚水施設や揚水機を撤去しており、地下水の採取ができない状態である場合は、廃止届が必要です。
- ◇ 上記の手続きを経ず、地下水採取を継続している場合は、地下水条例を違反している ことになります。
- ⇒ まずは、今一度、現在の許可の内容と現状が合っているか、ご確認ください。
- → 現在の許可状況について知りたい場合は、下記あてメールにてご連絡ください。 メールアドレス:mizuto2@pref.ibaraki.lg.jp
- ◇ 各種手続きに関する様式等については、下記の県水政課ホームページ「地下水採取許可手続き」に掲載しております。

https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/mizuto/mizushi/mizu/chikasui.html